# 【提案】委員会名称と検討内容の確認、グローバル連帯税の定義について

提案者:田中徹二委員

## 1、委員会の名称について

- ·第2次国際連帯税推進協議会(第2次寺島委員会)
- ・グローバル連帯税推進協議会(第2次寺島委員会)

## 2、委員会の検討内容

## 1)要旨

経済のグローバル化の中での地球規模課題 (グローバル公共財) に対する資金調達のメカニズムのひとつとして、グローバル連帯税を検討する。

## ①なぜ資金が必要か、その負担を誰が行うか:

経済のグローバル化による負の部分(例:温室効果ガス排出による気候変動、エボラ熱など 感染症拡大、拡大する貧富の格差、金融システムの不安定…等々)に生ずるコストに対しての 資金。資金負担はグローバル化によって受益している主体が行う。

### ②なぜグローバル・タックス方式か:

予測可能性、持続可能性という安定した資金を確保できる。ガバナンス問題を含め多国間基金として成立する可能性が大きい。

#### 2) 具体的検討内容

- ① グローバル連帯税の理念(思想)的・理論的根拠の検討
- ② 欧州 11 カ国の金融取引税 (FTT) 研究と日本への影響の分析・検討
- ③ グローバル通貨取引税 (G-CTT) を含む FTT の検討
- ④ 非金融関係のグローバル・タックスの検討 -航空券税、航空・船舶輸送税、国際炭素税、電子商取引税、(たばこ税) ほか

#### 3) 国際連帯税を巡る新たな世界的な状況

- ① 来年、地球の将来を決める重要な国連の2大イベント開催(含む資金問題)
  - ・MDGs に代わる「持続可能な開発目標(SDGs)」の策定
    - -MDGs8目標からSDGs17目標へ(7月アジスアベバで国連開発資金会合開催)
  - ・気候変動 COP21 (パリ) 開催:京都議定書に代わる、2020 年以降の国際的枠組みの策定 -2020 年までに 1,000 億ドルを途上国へ資金供与
- ② 欧州(11カ国)金融取引税の実施動向
  - ・「株式と一部デリバティブ取引」への課税を第1段階とし、2016年1月1日までに実施
  - ・目的は各国の財政補てんと投機マネーの抑制だが、フランス等は地球規模課題のための資金としても使うように主張

## 4) 第1次寺島委員会を振り返って

- ① 国際連帯税推進協議会 (第1次寺島委員会) は2009年4月から2010年9月まで開催され、国際連帯税の中の主要には通貨取引税 (CTT) を検討し、「グローバル通貨取引税 (G-CTT)」を提言した。同時に、即効性のある国際連帯税として航空券連帯税ついても検討し、次年度からの早期導入を呼びかけたところである。
- ② ところで、同委員会が開催されていた2009年~2010年の国際社会では革新的資金調達議論が盛り上がっていた。主な議論を見てみる。
  - 「地球環境税等研究会」報告書(2009年3月 環境省)
  - ・「保健システムへの革新的国際投資検討タスクフォース」(2009年3月)

- ・「金融セクターによる公正で重要な貢献」最終報告(2010年6月 IMF)
- ・「開発のための国際金融取引についてのタスクフォース・専門家グループ」(2010年7月 開発のための資金調達に関するリーディング・グループ)
- ・「国連事務総長の気候変動資金に関するハイレベル諮問グループ」報告(2010年9月)
- ・「国際通貨金融システム改革についての専門家委員会(スティグリッツ委員会)報告」(2010年9月 国連)
- ③ 同委員会での最終報告書の理念は「グローバル連帯ジレンマ」というキー概念を用いたものであった。グローバル連帯ジレンマとは、グローバル経済の成長はグローバル公共財(例えば、清潔な水や空気、地球温暖化対策、貧富の差の解消、安定した金融システム等)の存在を前提とするが、その経済システムはグローバル公共財の費用負担を抜きに進められ、そのことが今日グローバル経済、社会、環境等のリスクを招き、逆にグローバル化の基礎を触んでいる、というものである。[1] そして、グローバル公共財の費用創出を伴ってのジレンマの解決こそ、今日の地球社会にとっての中心的課題である、と分析した。[2]
- ④ さて、これらの提言から4年の歳月がたち、地球規模課題をとりまく情勢も変化してきている。その状況変化のひとつが、上記の来年地球の将来を決める重要な国連2大イベントの開催(含む資金問題)であり、もうひとつも上記欧州での金融取引税導入の動きである。
  - [1]「最近の国際金融危機は、国際金融システムの安定という公共財の過剰消費の結果ということができます。金融機関が、システムの安定を当然視し、過剰なリスクをとってしまいました。…問題は、グローバル化を効果的に制御しようとしても、これが難しいことです。公共財の過剰消費は裏を返せば、そうした財の供給のためのコストが十分に内部化されていないということです。…」(『公共財としての国際金融システムの安定』日本銀行総裁 白川方明 2012年10月14日)
  - [2] 『環境・貧困・格差に立ち向かう国際連帯税の実現をめざして—地球規模課題に対する新しい政策提言—』(国際連帯税推進協議会最終報告書 2010年9月15日)の「II. 国際連帯税の背景と国際社会の動向」ならびに「III. 国際連帯税の内容と方法」参照。

## 3、検討期間と報告書づくり

- 1)検討期間は2014年11月から翌年11月の1年間とし、委員会を8回程度開催する
- 2) 2015年8月中に中間(骨太)報告書、11月に最終報告書づくりをめざす

## 4、グローバル連帯税の定義について

- ・地球規模課題のための新しい(革新的)資金メカニズムの議論が高まったのは、国際的にも国内的にも2009-2010年のことであり、その後残念ながら低調気味である。現在の国際議論においては、民間資金の活用とか途上国での国内資金の動員等という方向に流れている。が、地球規模課題という普遍的な問題へのアプローチとしては(先進国からの)公的資金の拠出が断然望ましく、従ってODAの増大とともに、革新的資金調達メカニズムまたは国際連帯税の動員が必要である。
- ・さて、第1次委員会で理念化した「グローバル連帯ジレンマ」というキー概念は今日に至るも有効と考える。このことを証明するひとつの例として、エボラ出血熱等熱帯(亜熱帯)性感染症問題を挙げることができる。地球温暖化と国際的な航空移動によって温帯地方にまで広がっているが、その対策コストは誰も支払っておらず、そのことによりグローバル化の基礎を蝕みつつある。

- ・従って、地球規模課題の解決のために、グローバル化で受益している主体が付随するコストを、グローバル公共財の使用料として支払い(または内部化し)、地球規模課題などのグローバル公共財の資金として充当することが求められている。また、この使用料は、予測可能性、持続可能性という安定した資金の確保という性格を有するグローバル・タックス方式がふさわしい。
- ・このことから、本委員会では、主権国家を単位とした集まりを意味する「国際化」というより(最初から国境を越える)地球規模というイメージの強い「グローバル化」という名称を使用する。つまり、国際連帯税から「グローバル連帯税」ということである。とはいえ、タックス方式を取る場合、現実問題として徴税権は主権国家を単位としている。このことから、理念としての「グローバル連帯税」を検討していく場合、どのように現実と折り合っていくのかも研究の課題となる。